

(情シ 2)
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県医師会
情報システム担当理事 殿

日本医師会
常任理事 石川 広己
(公 印 省 略)

地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症対応においてはご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より、規制改革実施計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、地域医療連携ネットワークにおける個別同意の取得に係る負担軽減のため、同ネットワークにおける医療機関間の患者情報共有を目的とする患者本人の同意のあり方について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会、厚生労働省)の示す、利用目的を院内掲示等で公表し患者から明示的に留保の意思表示がないことを確認するという方法を採用得るかを含めて検討を行った結果について連絡が参りました。

これは、診療時における現行法令上可能な事例をお示しするものであり、新しい事を示すものではなく、現行の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」において認められていることを、地域医療情報連携ネットワーク(以下、地連NWという。)にも当てはめて、周知を行うことにしたものです。

内容は、これまで通り、普通の診療の範囲内であれば、診療情報の閲覧は「黙示の同意」として認められるとともに、提供先での同意について、同意書だけでなく、口頭等で同意を得ることも明らかになっています。但し、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得よう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要があります。

また、患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等で公表しておくことによりあらかじめ包括的な同意を得る場合における黙示の同意があったと考えられる範囲は、患者のための医療サービスの提供に必要な利用の範囲であり、定められた利用目的に限られるものとなります。

なお、患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関等に求めることができることから、このような場合も想定して、院内掲示等で丁寧な対応が求められます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬具

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区医政主管（部）局宛て連絡しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方
よろしくお取り計らい願います。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 医政主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について

日頃より医療分野の情報化に関し、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域医療情報連携ネットワークについては、各地域において様々な運用がなされているところですが、今般、「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例」について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に照らした具体的な事例を、下記及び別紙のとおりお示します。貴部局におかれましては、ご参考にしていただくとともに、管内医療機関等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事例については、個人情報保護法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

記

- 1 地域医療情報連携ネットワークにおいて、医療機関が保存及び管理等を行う診療情報等を、他の医療機関からの照会を受けて、直接第三者提供する場合（医療機関から地域医療情報連携ネットワークの運営主体に対して診療情報等の保存及び管理等の取扱いを委託している場合（※ 1）において、当該地域医療情報連携ネットワークの運営主体を介して、他の医療機関からの照会を受けて、診療情報等を第三者提供する場合を含む。）については、
 - ・ 地域医療情報連携ネットワークを通じて、現に受診中の患者に係る過去の診療情報等を他の医療機関に対して照会する場合には、提供元の医療機関が診療情報等を提供するために必要であることから、診療情報等を照会し取得することについて明示的に患者の同意を得る（個人情報保護法第 17 条第 2 項各号に掲げる場

合を除く。)ことを、地域医療情報連携ネットワーク及びこれに参加する医療機関間の共通のルールとしていること

- ・ 診療情報等の提供元となる医療機関において、あらかじめ、院内掲示等により診療情報等の利用目的を明示し、患者から留保の意思表示がないこと(※2・3)
- ・ 診療情報等の提供先となる医療機関において、患者の受診時に、患者への医療の提供のために必要な範囲で、地域医療情報連携ネットワークにより、地域医療情報連携ネットワークに参加する他の医療機関から当該診療情報等を取得することについて、明示的に患者の同意を得たうえで照会し、提供を受けることにより、当該診療情報等の第三者提供について、患者の同意が得られたものと考えることができること。

ただし、当該方法による個人情報の提供は、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要な範囲内に限られることに留意すること。

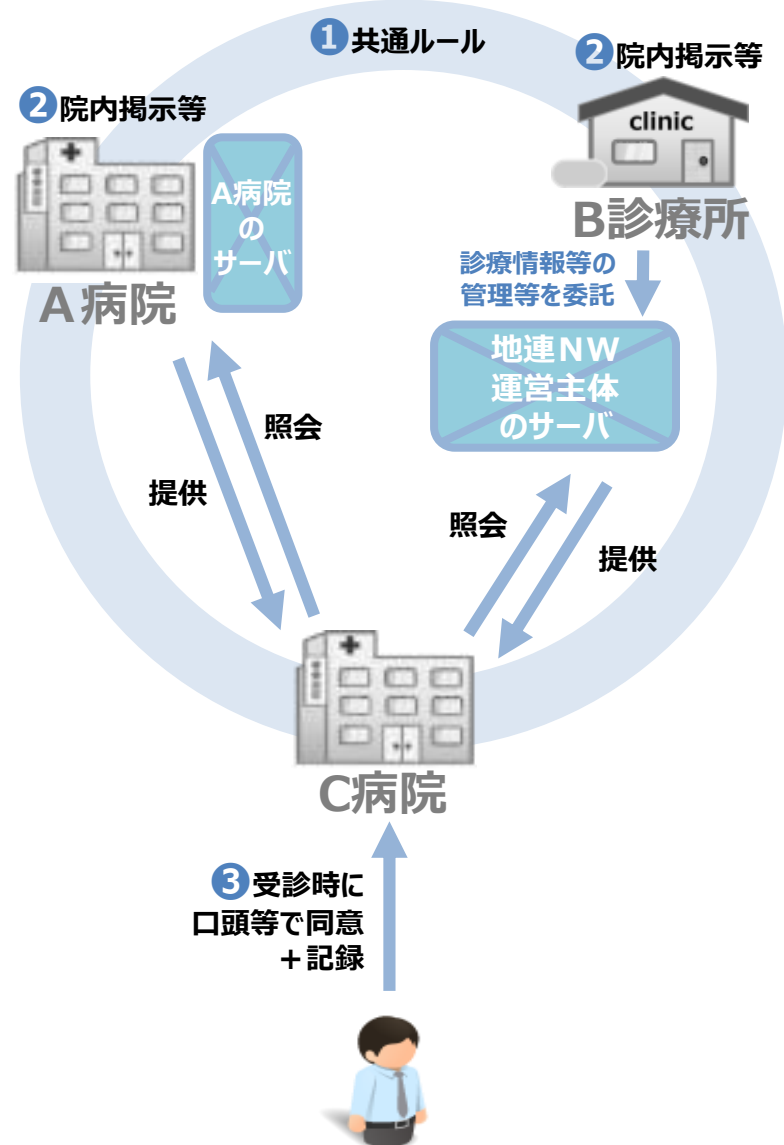
※1 委託に当たっては、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省。以下「ガイダンス」という。)Ⅲ4等にも留意すること。

※2 院内掲示の例

- 利用目的： 患者への医療の提供のために必要な範囲で、地域医療情報連携ネットワークにより、他の医療機関等からの照会があった場合に、これに応じること
- (1) 患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得よう医療機関等に求めることができること
- (2) 患者が、(1)の意志表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする
- (3) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること

※3 「院内掲示等により診療情報等の利用目的を明示し、患者から留保の意思表示がないこと」については、ガイダンスⅢ5(3)や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)各論Q2-1~2-8等にも留意すること。

- 2 1における「明示的に患者の同意」を得る方法については、文書による方法のほか、口頭による方法等も認められるものであること。ただし、その際には口頭等により同意を得たことについて診療録等に記録しておくこと。なお、当該記録については、診療録等に記録することで足り、同意に係る文書を別途作成することを求めるものではない。



- ① 地連NWを通じて、現に受診中の患者に係る過去の診療情報等を他の医療機関に対して照会する場合には、明示的に患者の同意を得る(※)ことを、地連NW及びこれに参加する医療機関間の共通のルールとする。

※ 個人情報保護法第17条第2項各号に掲げる場合は除く。



- ② 各地連NW参加医療機関において、院内掲示等により、以下の内容等を明示し、患者から留保の意思表示がない。

＜院内掲示の例＞

- 利用目的：
 - 患者への医療の提供のために必要な範囲で、地連NWにより、
 - ・ 他の参加医療機関等との連携を図ること
 - ・ 他の参加医療機関等の医師等の意見・助言を求めること
 - ・ 他の参加医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- (1) 患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得よう医療機関等に求めることができること
- (2) 患者が、(1)の意志表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする
- (3) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること



- ③ 地連NW参加医療機関受診時に、患者への医療の提供のために必要な範囲で他の参加医療機関から診療情報等を取得することについて、患者から口頭等で同意を得る。同意を得た旨を記録する。

患者の診療情報等の提供が可能